

# Product Liability NEWS

8号

31.Aug.2022

PL 対策

検索



【発行元】

一般社団法人 PL対策推進協議会（略称：APL）  
〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町 35-28  
TEL：050-6865-5180 FAX：022-247-8042  
E-mail：c-japan@pl-taisaku.org



## 品質管理のリノベーション

「製品安全」とはまず第一に経産省の製品安全行政で消費生活用製品安全法などの製品安全 4 法に準拠した製品を作ることです。消費生活用製品安全法や電気用品安全など、そしてそれ以外に家庭用品品質表示法、家電製品品質表示法がありこれらは消費者庁表示対策課にて細かくルールを定めていて、いずれも違反すれば回収命令などになります。

その対策は一言で「品質管理」というどこの会社でも当たり前の取り組みですが、実際に企業訪問や相談に来られる方々で「品質とは何か」に答えられる人はごく少数です。

### 品質＝顧客・社会のニーズ

この基本が安全であることはあまりにも当たり前すぎて誰も疑いません。

国の示す品質基準を満たしても火災や重大事故になっています。その基準を満たしたことを証明するマークがありますがそのマークの意味を知っていてその確認をして購入する消費者はほぼいません。

次々に新しい素材、機能の製品が誕生し、製造者を確認することもなく簡単に買うことができます。見た目の品質や耳触りの良い機能の広告、時にびっくりするような廉価なものについ手が伸びます。

その広告や品質は本当に大丈夫か、その根拠はどこ

にあるのか、そもそも表示も厳しい法律で規定されていますから、量販店のバイヤーさんも製品情報を点検し、その製品の安全対策については特にしっかり見定める責任が、購入し使用するお客様に対してあることなど、社内の品質規定の点検が必要です。2015 年以前の規定からかなり変更になっています。

今の社内の企画～設計～検査～品質保証というものづくりの基本的な PDCA についてぜひ見直しを行い、取扱説明書や表示の点検、そして何よりも製品リコール対策の DX 化ができていないのか、できていないなら今すぐに「品質管理のリノベーション」を進めてください。

せっかく買った製品の不具合に際し、お客様が小さな文字を見てつながらない電話をかけ続ける、しかも LOT 番号や JAN コードなどの小さな文字を探し、それを読み間違えると手続きもできなくなります。これではどんなに良い見た目や機能の製品でも結果としてお客様に負担をかけることになり、ブランドの信頼性を低下させてしまいます。自社の検査漏れなどで不具合対応をお願いするにもこれでは品質管理以前の問題になります。

新しい社会での顧客対応とその質で小売側も負担が軽減され、良い関係になります。(渡辺吉明)

PL 研究学会の製品リコール研究部会では、製品の安全上、製品リコールなどによる緊急対応の必要なテーマを定め、2018 年より製品リコール検討委員会を設置。初代委員長は品質管理・信頼性工学などの権威者である鈴木和幸電気通信大学名誉教授の元、農作業、建設作業現場での製品に起因する事故について3年間、それぞれの専門家、企業、団体などの協力をいただいで、研究を行いました。特に作業用機械工具などに多用されているリチウムイオン電池などについて、経産省製品事故対策室のご協力、規制法などの点検、実態との相違などを報告、事業者などに対しては、当協議会にて都度、報告、また zoom による座談会方式の場を設け、法律や基準の見直しなどを通し、安全確保と廃棄状の対策を提示させていただきました。産業機械の安全については 2021 年にて終了し、製品リコール研究部会長の渡辺吉明当協議会会長が「最新！ PL 対策解説書 2022」「取扱説明書ガイドライン 2022」にて具体的な内容を報告しています。

2022 年からは東京海洋大学松本 隆志教授と食品リコール、表示」について、製品リコール部会にて研究することになりました。

## PL 米国バイオテロ法による食品安全強化法の動向

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/n\\_america/us/foods/fsma/action\\_fsma2019.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/foods/fsma/action_fsma2019.pdf)

米国では 2011.9.11 に同時多発テロが発生、国防省も被害を受け、これまでの国対国の国防政策をテロ組織対策に切り替え、「テロ対策処置法」による「さまざまなテロの脅威に対する未然防止対策」を進めています。



日本でも 2018 年に産業保安審議会で「水素とサイバー攻撃」の二つを最重要テーマとして公表しています。それでも日本の情報関連は、今回の COVID-19 対策で全て後手になり、今もまだ続いています。

元々、我が国では「事故発生対応とその予防」としてきて、重大事故などが起きないと対応が進まない状況です。この点が国内産業界の現状を示しています。米国の「食品安全強化法」に対応するには、現行の日本の法律や体制などでは実務的に困難で、準備期間は 2023 年末までと時間もないため、製品リコール検討委

員会では 3 年計画で米国の食品安全強化法などの問題を主テーマとして研究検討を進めることになりました。

第 1 回 2022 年 9 月 29 日

(委員及びオブザーバーによる意見交換)

第 2 回 2022 年 12 月 23 日 (傍聴人参加可)

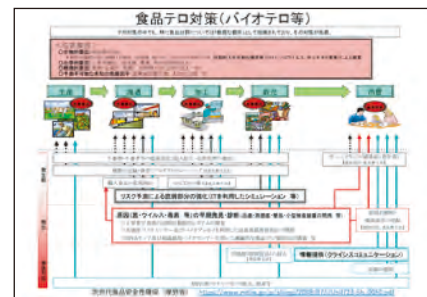
第 3 回 2023 年 3 月 23 日 (傍聴人参加可)

第 4 回 2023 年 6 月 22 日

(委員及びオブザーバーによる意見交換)

国内の製品リコールについては、これまで食品業界も経産省の製品リコールハンドブックを利用していたようで、製造過程での再発防止は進んでも本質的な未然防止はできないことが多いと思われます。今でも厚労省の資料では下記のように、重大な事故や事件起きたら保健所が対応することになっています。

[https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/dl/s0723-5b\\_0050.pdf](https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/dl/s0723-5b_0050.pdf)



北米では CPSC (消費者製品安全委員会) でのリコールクーラー後 24 時間以内のアクションができない場合は 300 万ドル以上の高額な罰金に伴います。それでも改善されないと国内販売ができなくなるなど、すでに未然防止を進めない事業者は規模を問わず大きな責任を負っています。

国内の食品に限らず消費生活用製品などもこの先、遠くない時期に米国と同様の規制になる可能性が高く、今からしっかり未然防止 (不良品を出さないのではなく、出ても直ちに回収し事故を起こさせない取り組み) を進める必要があります。

この未然防止の教育と体制整備、対応システムはこの協議会が国内では唯一専門としています。なお、この研究に関心のある方はぜひ事務局までご連絡ください。委員として推薦させていただきます。(PL 研究学会事務局)





東京事務所をスタジオとして開催しました

7月29日にPL研究学会の第8回大会が開催されました。オミクロン株の感染収束の目処が立たない中で、Zoomを併用し、学会事務所に、大羽会長、渡辺副会長、松本隆志先生、GS1Japan、丸田日本消費者新聞編集長が参加、宇野課長補佐（消費者庁）はオンライン参加となりましたが、昨年に引き続き「SDGsと製品の安全」をメインテーマとして、食品分野を含めた広い製品の安全について発表をさせていただきました。

大会に先駆け6月27日の製品リコール研究部会にて輸入食品のリコールについて松本隆志国立大学法人東京海洋大学教授が発表されましたが、松本先生のご案内で宇野真麻消費者庁食品表示企画課課長補佐が基調講演をいただけることとなり、これまでの機械などの安全確保とともに食品安全について消費者の安全に直接触れる大会となりました。

式次第

1. 開催挨拶 会長 大羽 宏一（10分）
2. 基調講演 消費者庁 食品表示企画課課長補佐 宇野 真麻様（40分）  
テーマ：食品表示法に基づく食品の自主回収の届出について
3. 発表1 国立大学法人東京海洋大学教授 松本隆志様（発表30分 質疑10分）  
テーマ：2015年から2021年の食品リコールの解析—食品表示関連のリコール防止に関する考察—
4. 発表2（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部食部会代表 大道 不二子様（発表30分 質疑10分）  
テーマ：「消費者が求める食品の安全」～消費者相談を通して考える～
5. 発表3 一般社団法人PL対策推進協議会会長 渡辺 吉明（発表30分 質疑10分）  
テーマ：リサイクルにおける安全確保

今回の大会では、大羽宏一 PL 研究学会会長より開会挨拶があり、基調講演として宇野真麻消費者庁食品表示企画課課長補佐より食品表示法における食品リコール届出の概要を説明いただきました。また、令和3年6月から食品自主回収の届出義務化制度が始まりましたが、制度開始後の届出の内訳についてもご説明いただきました。松本隆志東京海洋大学教授の発表では、食品リコール内訳の解析と防止のための課題についてお話しいただきました。

続いて、消費者の立場から大道不二子日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）東日本支部食部会代表から相談事例などを通し、消費者の求める食品の安全についてお話をいただきました。最後に、渡辺吉明 PL 研究学会副会長より製品表示の高機能化の課題、製品安全点検アプリのご紹介をしていただきました。

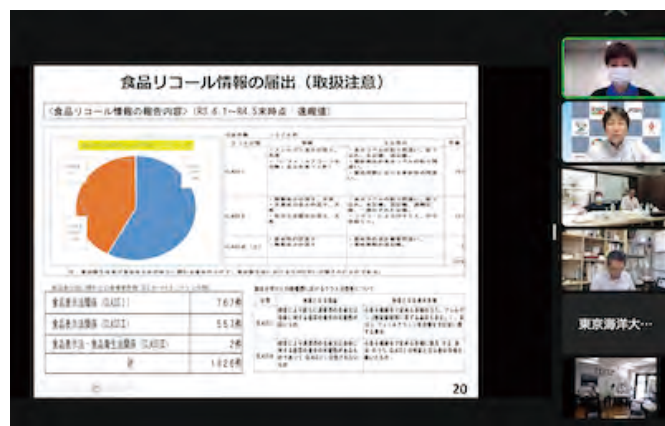
また、ニッポン消費者新聞2022年8月1日号で本大会の記事をご紹介いただきました。

<https://www.jc-press.com/?p=8522>



ニッポン消費者新聞8月1日号

開催に際し、後援をいただきました団体の方々には心より御礼申し上げます。大会のアンケートも、今後の運営などに反映し、より充実した活動を進めてまいります。（文責：菅野裕）



Zoom 開催の様子

## 体制整備と取扱説明書の改善が進んでいます。

当協議会の出版している「最新！PL対策解説書2022」と「取扱説明書ガイドライン2022」を利用して会員の活動を通し事務局への相談が増えています。

PL対策という製品起因事故発生時の対策は品質保証では「Black Mode」として、サイレントチェンジも含め、いわゆる品質や表示などの不備欠陥を示します。

そのうちのさらに自社製品に起因して事故が起き被害が発生、火災などに至る「重大事故」を未然に防止することが、企業ブランドの信頼性に深く関わり重要視されています。特に情報社会では企業が市場でのトラブルを知る前にSNSなどを通し一気にネガティブ情報として拡散されます。

これも未然防止するためにはこの緊急事態の具体的な対策を、例えば24時間ですること、72時間ですることなど、具体的な内容が求められ、その体制整備の相談が増えています。

また、PL対策では取扱説明書の品質が1995年のPL法施行時から重視され、同時に製品本体表示の警告ラベルについて、各業界団体で様々な基準を定めていました。当時は消費者安全という概念が国内に無く、海外の先進国の進める取り組みと違ったものになっていました。これもグローバル化で輸出する場合の対策として、当協議会の会員などで具体的な社内基準の見直しを進めています。

食品安全、製品安全、あらゆるものが製造側の未然防止体制、出荷後の製品トレーサビリティが重要になり、これも「サーキュラーエコノミー」として下記の3つの原則で明確になってきました。

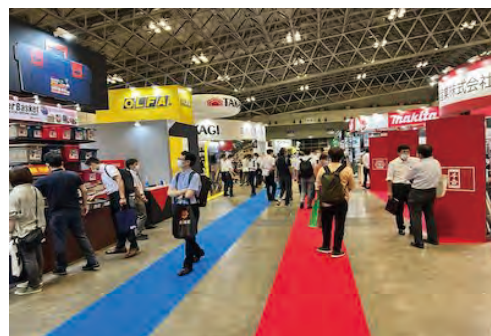
### サーキュラーエコノミーの3原則

国際的なサーキュラーエコノミー推進団体であるエレン・マッカーサー財団が、「サーキュラーエコノミーの3原則」として、このような内容を示しています。

- ①廃棄物と汚染を生み出さないデザイン（設計）を行う
- ②製品と原料を使い続ける
- ③自然システムを再生する

これも製造物責任そのもので、最後は「回収」であり、物流と深く関わり、そのインフラ整備が重要になります。食品業界関係もこれから当協議会に参画し表示の高度化などが進むことが期待されます。

## 賛助会員 株式会社高儀が DIY ホームセンターショー 2022 に出展



会場の様子

8月25日(木)・26日(金)・27日(土)に幕張メッセにて第58回 JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2022 が開催されました。多くの出展者が最新の商品などを展示しています。

当協議会賛助会員の株式会社高儀の展示ブースは、大変活気があり、多くの方が説明を聞いたりノコギリの老舗メーカーであることからシャークソーシリーズの人気も高いようです。



高儀ブースは非常に盛況でした

この製品も今回、プラスチックパッケージを無くし、無駄のない紙製の包装になりました。無駄をなくし環境負荷低減の企画を反映した設計は、当協議会の体制整備を採用している成果の一つであると思います。

さらに、最新！PL対策を反映した新製品のグラストリマーも展示され、本格的な消費者安全の取り組みも具体化されていました。9月16日からは新潟県燕三条地場産業振興センターで、高儀フェア開催が予定され、製品安全ブースが設けられます。ホームセンター業界への影響が期待されます。



「消費者の権利」とは、1962年当時のケネディ米国大統領が提唱した、消費者が持っている権利のことです。その後、新しい権利が追加され、現在では以下のような8つの権利と5つの責任があります。

## 消費者の8つの権利

- (1) 生活のニーズが保障される権利
- (2) 安全への権利
- (3) 情報を与えられる権利
- (4) 選択をする権利
- (5) 意見が反映される権利
- (6) 補償を受ける権利
- (7) 消費者教育を受ける権利
- (8) 健全な環境を享受する権利

## 5つの消費者の責任は、

- (1) 批判的意識をもつ責任
- (2) 改善を主張し行動する責任
- (3) 社会的弱者に配慮する責任
- (4) 環境に配慮する責任
- (5) 連帯する責任

この消費者の権利は、消費者基本法にも明記され、事業者の責務とともに消費者政策の根幹をになっていると言えます。

特に、(3) 情報を与えられる権利がいわゆる消費者の知る権利と言われるもので、商品を選択するに際して必要な事実を与えられる、または不誠実あるいは誤解を与える広告あるいは表示から守られる権利のことを言います。

事業者はこのことを念頭に置き、正しい製品情報や製品の持つリスク、さらに消費期限のような寿命をわかりやすく消費者に示さなければなりません。そして、もし不具合が起きた場合には直ちに公表と通知を行う必要があります。

その情報を知らせる手段もこれからの社会では新聞社告やHPの表示だけではなく、製品のユーザーにダイレクトに伝わるシステムが求められています。事業者の伝える責務と消費者の知る権利はまさにPL対策の原点と言えるでしょう。

参考文献：コトバンク  
消費者の権利



## 「修理する権利」が社会を変える

「修理する権利」とは、様々な機器の利用者が、メーカーを通さない形で各製品の修理ができる権利のことを言います。2021年7月、米連邦取引委員会（FTC）において「修理する権利」に関する法律の施行を全会一致で可決されました。

現在、車や各種電化製品が故障した場合には、メーカーに修理を依頼することが一般的です。しかしながら「修理する権利」が広く認められるようになった場合には、機器を所有している消費者自らで修理できる技術情報や修理手段を開示し、チェックできるようなシステムを整えておかなければなりません。

アメリカ以外でもEUでは循環型経済行動計画の一環としてすでに消費者の「修理する権利」を認め、その規則をまとめた案を採択。フランスでは2021年1月から、電気・電子機器への「修理可能性指数」いわゆる「修理のしやすさ」を表示するよう義務付けています。

日本での具体的な取り組みは今のところ見られないようですが、アメリカでの新たな法律の施行によって、今後は一定の影響を受けることは容易に推測できます。

「修理する権利」の認知度はまだまだ低いものの「お気に入りの製品をできるだけ長く使いたい」「大量生産・大量消費社会から脱却したい」という消費者の思いは確実に社会を変えていきます。

修理のしやすさにこだわった製品づくりや、わかりやすい取扱説明書などによる情報の開示はこれからさらに求められるようになるのではないのでしょうか。

## 参考記事：

ELEMINIST 社会全体を変える「修理する権利」とは  
世界各国と日本の現状

<https://elemminist.com/article/1734>

社会全体を変える「修理する権利」とは 世界各国と日本の現状



## 食品表示からの可能性 ～食品廃棄の解決策～

英国のスーパーマーケットでは、トマト、リンゴ、ジャガイモ、梨など 500 品目の食品・植物製品のパッケージから賞味期限が削除されることになったそうです。

これは、ウェイトローズ（英国の高級スーパー）が掲げている「2030年までに消費者家庭での食品廃棄物を削減する」の取り組みの一環であり、この動きによって食品廃棄物が減ることを期待されているとのこと。

ご存知の通り、食品の期限表示は日本においても「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。

- 消費期限・・・安全に食べられる期限
- 賞味期限・・・美味しさなどの品質が保たれる期限

東京都福祉衛生局では、未開封かつ包装等書かれている保存方法を守っている場合、賞味期限を越えたからといって、すぐに安全性に問題があるとは限りません。

しかしながら、一般家庭においても食品の賞味期限を確認して、まだ食べられそうだと思っても廃棄してしまうケースが多く見られます。

そして、食品表示にかかる複雑なシステムが構築され、現在、米国では「かなりの量の」回避可能な食品廃棄が発生し、食べられずに捨てられる食品は 40% に上ると言われています。

また、国連食糧農業機関（FAO）は、世界の食糧の少なくとも3分の1は、収穫されてから消費者に販売されるまでに、食糧サプライチェーンの中で失われる、また悪くなる、といった状況にあるとしています。



あらゆるデバイスがつながった今日において、IoTなどのテクノロジーは食品の流通、小売業における食品鮮度の管理・改善に役立っています。

そして消費者は、スマートフォンのアプリを使うことで、安全・安心な食生活を送ることができ、まだ食べられるにも関わらず消費されない食品が、埋立地に捨てられるのを防ぐこともできるのではないのでしょうか。

参考記事：

Forbes Japan

賞味期限表示が廃止される、その理由とは

<https://forbesjapan.com/articles/detail/49970>

消費期限	賞味期限
急速に劣化する食品に表示。期限を越えると安全でなくなる可能性がある。	比較的傷みにくい食品に表示。期限を越えてもすぐに安全性に問題が発生するとは限らない。
食肉・惣菜・生菓子類など	スナック菓子・缶詰など

(東京都福祉衛生局資料)

また、食品の期限表示の分かりにくさは世界においても食品廃棄、いわゆる食品ロス問題の大きな原因となっていると言われています。

米国の食品表示に関する記事の中で、ニュースサイト Vox（ボックス）は、食品の日付表示が初めて登場したのは第二次世界大戦後、消費者が農家や小さな食料品店ではなくスーパーで買い物をするようになり、「棚にある最も新鮮な食品」を求めるようになった頃だと述べています。



最新のPL対策を検討、また実際に取り組んでいる方々からの質問などについて取り組みの参考にしていただくためのコーナーです。今回は当協議会が推奨している製品安全点検アプリについてのご質問にお答えします。

## Q1: そもそも、アプリでなければならないのですか？

A: 元々無料で使える QR アプリは広告収入を得る手段でした。QR のアプリはモバイルカメラの機能に組み込まれ汎用の QR リーダーアプリは、URL を組み込んでコードにしてダイレクトに指定された固定ページサイトに誘導するというガラケーから始まったものです。今でも使えますが、製品安全に使うためには、常に新しい情報を発する固定ページでは固定化が難しく、家電、家具などのように 10 年以上も前に廻りリコール製品を正確に特定しそのロットを絞り込むなどのことは難しいのです。

さらに、これからは個人情報を利用することのリスクは企業にとってもはや限界です。このアプリでは設計段階で「個人情報は使用しない」ことにしています。電話やメールアドレスもプッシュ通知による詐欺が多発しており、規制が決まるまでは使えませんが、個人情報を使わなくてもアプリを利用する場合、プッシュ通知ができます。ただしこれも試験段階で多用され、苦情が入りました。ルールを決めてから使う状況を限定し再開する予定です。

## Q2: アプリはを入れてもらえるのか？

A: この質問もよくあります。モバイルはアプリを利用して様々な機能を利用していただきます。求める機能により色々変える必要のある製品の安全に関わることも取説を見るだけでもダウンロードさせることに対するモバイルなどのメモリー容量に負担をかける、悪意を持って DL して新製品情報を盗むこともあり、そもそもデータを利用してしまふなどもあります。証明書では特に問題です。そしてこのアプリでは修理点検画面に切り替えたり寿命到来でそのお知らせをして対応方法を伝えることも商品情報登録時に設定しますから、この先担当が変わってもシステム内で自動的にいきますから見逃すことはありません。

最近は機種変などでも、いちいち移し替えることもなく、メモリーも大幅に増えており、アプリを削除することも課金の生じないものならそのまま載せ替えをします。入れていない場合も、普通にモバイルカメラで読むとこのシステムでは、モバイルに示されるリンク先 URL は当協議会のアプリ DL サイトのご本人確認のためにアプリストア側から ID を要求されますから、それは必要ですが、これも生体認証が進むと本人確認がより簡単になります。

### 製品の表示スペースは限られています。

たった一つのQRで、たくさんの安全情報をいつでも製品で直接確認でき、事業者も多くのデータ集積ができます。



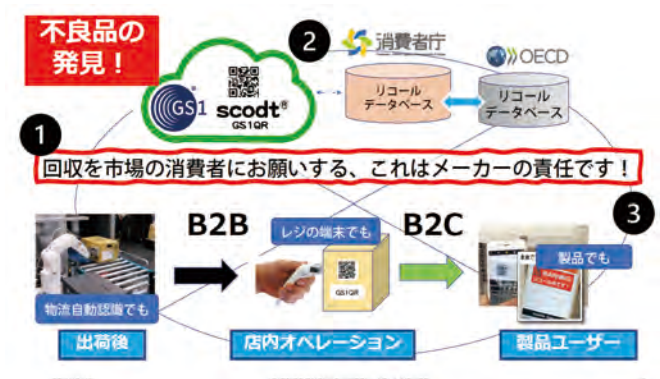
当協議会が普及を推進する QR ソリューション

## 安全点検アプリ「すこどと」



詳しくはこちら>>

<https://scodt.com/scodt-about-3>



新しいセミナーが始まります。



8月から開催している無料セミナー、10月からは内容を変更いたします。

8、9月と「体制整備とBlackMode対応」・「取扱説明書について」という2つのセミナーを開催してきました。10月からは「GS1標準の有効性」、「表示対策」といった内容を今までの内容に追加する形で開催します。

今回のセミナーは書籍購入者向けに開催したということで、人数は比較的小規模になりましたが、参加された方の特徴として産業用機械・システムの企業の方が多く参加されています。

業務用製品でも一般消費者が中古市場などで購入できれば消費生活用製品として扱われ、事故が起これば

労災ではなくPL事故として扱われることとなります。

セミナーでは講師がそれぞれの経験を基にざっくばらんにお話しします。製品安全の体制整備や取扱説明書の表記にお困りの方は、是非セミナーに参加し、PL検定で新たな知識を習得してください。

- 2022年10～12月 毎月第1・第3金曜日
- 第1金曜日 「新たな時代の体制整備とPLP(新技術について)・PLD(Black Mode対応)」+「GS1標準の有効性」
- 第3金曜日 「取扱説明書と表示対策」※今回から産業用機械なども対応します。
- 16:00～17:30 (質疑、相談はその後30分ほど用意しています)
- 配布資料はありません。

下記の書籍をベースにセミナーで解説をしています。さらに詳しい内容を知りたい方は下記の書籍をご購入ください。

詳細・お申し込みはこちら  
<https://pl-taisaku.org/?p=4356>



最新! PL対策解説書2022  
税込 5,280円

これ一冊で、最新のPL対策  
まるわかり!

ポジティブインセンティブ規制、ポジティブリスト化する法律や基準、急速に進む流通小売の動向など、製品安全の最前線で27年に及ぶPL対策の第一人者R&Dスペシャリストが書き下ろした実務書です。

皆様の業務改善、体制維持などの全てが書かれています。取扱説明書ガイドライン2022と併せて万全の最新のPL対策にお役立てください。



取扱説明書ガイドライン2022  
税込 7,700円

わかりやすく、見やすい  
消費者視点の取扱説明書

産業用機械から日用品まで、消費者市場にて使われるものを対象に「取扱説明書ガイドライン 2022」を新たに出版しました。

初心者でも作れるようにテンプレートもデータで配布します。モバイルの小さな画面でも、知識のない人でも分かりやすく正しい使用方法を伝え、誤使用の事故をなくすことを目的とし、当協議会ではPL検定受験を通し「なぜ取扱説明書が必要なのか、表示とはどのような関係なのか」も理解していただけるように支援を行なっています。